

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第 1 1 号

令和 7 年 7 月 1 5 日施行

揖斐川上流漁業協同組合

揖斐川上流漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、揖斐川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、いわな、こい、うなぎ、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣（おき針、ながし針）、竿釣（えさ釣、ルアー釣、友釣）、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣り	のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る
たも網	たも網の口径は40cm以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
-----	-----

あゆ	6月1日から12月31日までで組合が定めて公表する期間内
あまご いわな	3月1日から9月30日まで
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
こい うなぎ おいかわ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店コンビニエンスストアに掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
揖斐川 東横山発電所鶴見堰堤下流端から上流 50メートル下流端150メートルの 区域	1月1日から12月31日まで
池ノ谷 坂内諸家地区の簡易水道施設から上流 全域	1月1日から12月31日まで
新穂谷 坂内諸家地区の皆曲橋上流から用水取水 口堰堤までの区域	1月1日から12月31日まで

(友釣専用区)

第6条 次のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
奥いび湖橋より上流ワラビ農道 橋まで	8月15日から9月30日まで	鮎の友釣り

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはなら

ない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル
いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
こ い	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ、雑魚共通	手釣・竿釣・たも網	1日2,000円、1年9,000円
あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ、(以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣・たも網	1日1,000円、1年4,000円

- 2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所（オンラインシステムを含む）に納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する

付則

この規則は、令和7年7月15日から施行する